

FCグローバル クラブ規約

第1条 名称・住所・代表者

- ・当クラブはFCグローバルといい、本部は福岡県宗像市吉留46-1
グローバルアリーナ内に置き、チームの代表者は株式会社グローバルアリーナ
代表取締役（近藤勇）が務める。

第2条 目的

- (1) 整った環境の中で、サッカーを通して、健全な人間形成を図り、さまざまな分野で
地域社会に貢献できる人材の育成を図る。
- (2) サッカーの正しい技術・戦術の習得、バランスの良い身体能力の向上を図る。
- (3) U-15の国内、国際交流を深め、地域の子どもに夢を持たせ、育成に重点を置き、
FCグローバルから日本代表選手を輩出することをめざす。

第3条 活動

- ・本クラブは前条の目的を達成するために、次の活動を行う。
 - (1) スポーツ活動（サッカー）
 - (2) 他団体との交歓交流活動
 - (3) 奉仕活動
 - (4) その他、本クラブの目的達成に必要な活動

第4条 活動内容

- (1) 練習は、グローバルアリーナ内の施設を使う。
- (2) 平日 火・木・金 週3回 18:30~20:30
- (3) 土・日は基本的に練習試合、大会遠征など
- (4) 平日、練習日の迎えについては、赤間駅まで行なう。

第5条 構成

- ・本クラブは、保護者の同意を得たクラブ員をもって構成する。

第6条 加入登録

- ・本クラブへの加入登録は、本クラブ所定用紙をもって行う。
また、加入登録にあたっては、別に会費を同時に納入するものとする。

第7条 クラブ登録

- ・本クラブは、第5条に定める加入登録を行ったクラブ員、指導者を日本サッカー協会・
日本クラブユース連盟への登録を行うものとする。
- ・クラブ員全員は『公益財団法人・スポーツ安全協会』の保険に加入するものとする。

第8条 会費

- ・本クラブの会費は次の通りとする。

年会費 12,000円

(医療品代、運営雑費、協会チーム・個人登録料、スポーツ傷害保険)

月会費 10,000円

送迎バス管理月会費 1,500円

※通常トレーニング自の赤間駅までのお迎え(利用者のみ)

バス・ワゴン管理費 500円～1,000円

※県内外移動(利用者のみ)

第9条 会費の払い戻しについて

- ・一旦納入した年会費、月会費の払い戻しは原則として行なわれない。

第10条 個人負担

- (1) 練習着、ジャージ、ピステ、ベンチコート 他
- (2) 遠征、合宿費

第11条 会計報告

- ・遠征等によりやむをえなく特別徴収しなければならない状況が起こった場合、必要に応じてその会計報告を行うものとする。

第12条 休会

- ・けがにより月初めから月末まで引き続いて、1ヶ月以上休む場合には前月末日までに休会届けを提出すること。

第13条 退会

- ・前月の15日までに申し出て、退会届を提出すること。

第14条 退会勧告

- ・クラブ会員としてのぞましくない行為やクラブの名誉を著しく傷つける行為、会則を守れない会員、保護者に対しては、クラブから退会勧告を出し、辞めていただく場合もあります。

第15条 事故・ケガ等の免責事項

- (1) 指導者は事故が起きないように万全の注意を払うが、練習・試合および、移動中の事故やケガ等、当クラブの活動において発生した不慮の事故による傷害等については、スポーツ安全保険を適用し、当クラブは責任を一切負わないものとする。
- (2) 保護者などスポーツ安全保険未加入者が、クラブ活動中に不慮の事故による傷害を被った場合、当クラブは一切責任を負わないものとする。

第16条 個人情報

- (1) 入会時に入会申込書に記載された個人情報は、当クラブの運営、活動に必要な範囲に限り利用できるものとする。
- (2) 当クラブの活動中に記録された写真、映像、音声に関する一切の権利は当クラブに帰属するものとする。この記録物は株式会社グローバルアリーナとFCグローバルの広報活動や活動記録のために、ホームページやその他の媒体、資料などに使用することがある。

第17条 事務局

- (1) グローバルアリーナ内に置く。
- (2) クラブ事務の統括
(入会、休会、退会の手続き、欠席の連絡、保険、会費の取り扱い)
- (3) ホームページの作成、広報活動

第18条 規約の改正

- (1) 規約の改正は、代表者、事務局、指導者の協議の上で行う。
- (2) 規約の改正はすみやかに保護者、クラブ員に通知を行う。